第６号様式

**身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害・１８歳以上用）**

総括表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | | | 年　　月　　日生（　　　）歳 | | 男・女 |
| 住　所　船橋市 | | | | | |
| ① 障害名（部位を明記） | | | | | |
| ② 原因となった疾病・外傷名 | | | | 交通　労災　その他の事故　戦傷　戦災  自然災害　疾病　先天性　その他（ 　　　）  ※上記のいずれかを必ず選択してください | |
| ③ 疾病・外傷発生年月日　　　　　　年　　月　　日・場所 | | | | | |
| ④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）  障害固定又は障害確定（推定）　　　年　　月　　日  ※診断日以前の日付をご記入ください | | | | | |
| ⑤ 総合所見  〔将来再認定：　要 ・ 不要 〕　要の場合  再認定の理由（重度化・軽度化）  再認定の時期（　　　年　　月）  ※診断日から１年以上５年以内の期間でご記入ください | | | | | |
| ⑥ その他参考となる合併症状 | | | | | |
| 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。  　　　　年　　月　　日 | | | | | |
|  | | 病院又は診療所の名称  所　 　 　在　　　 地  担当診療科名　　 　科　医師氏名 | | | |
| 身体障害者福祉法第15条第３項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕  障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に  　　　　　　　　 ・該当する　（　　 級相当）  　　　　　　　　 ・該当しない | | | | | |
| 注 | １　障害名には、現在起こっている障害、例えば両耳ろう、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、先天性難聴、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。  ２　「障害の状態及び所見を記載した書面」（別様式）を添付してください。  ３　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。  ４　障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて問い合わせする場合があります。  身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する指定医師の診断を受けてください | | | | |

心臓の機能障害の状態及び所見（18歳以上用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 3346 | （該当するものを○で囲むこと。）  　１　臨床所見（　　　　年　　月　　日）※診断日の状態を記入  ア 動 （ 有 ・ 無 ） キ 浮 （ 有 ・ 無 ）  イ 息切れ（ 有 ・ 無 ） ク 心拍数　 （ ）  ウ 呼吸困難（ 有 ・ 無 ） ケ 脈拍数　 （ ）  エ 胸痛（ 有 ・ 無 ） コ 血圧 （最大 最小 ）  オ 血（ 有 ・ 無 ） サ 心音  カ チアノーゼ（ 有 ・ 無 ） シ その他の臨床所見  ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状，頻度，持続時間等  　２　胸部エックス線所見（　　　　年　　月　　日）  ※診断日から６ヶ月以内の所見を記入  　　　　　　　　　　　　　　心　胸　比　　　（　　　％）  　３　心電図所見（　　　　年　　月　　日）※診断日から６ヶ月以内の所見を記入  ア 陳旧性心筋 （　有　・　無　）  イ 心室負荷像 （　有<右室　左室　両室　>　・　無　）  ウ 心房負荷像 （　有<右房　左房　両房　>　・　無　）  エ 脚ブロック （　有　・　無　）  オ 完全房室ブロック （　有　・　無　）  カ 不完全房室ブロック （　有　第　　度　・　無　）  キ 心房細動（粗動） （　有　・　無　）  ク 期外収縮 （　有　・　無　）  ケ ＳＴの低下 （　有　　　ｍＶ　・　無　）  コ 第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（ただし、**Ⅴ1**を除く。）のいずれかの　　　　　　　Ｔの逆転（　有　・　無　）  サ 運動負荷心電図におけるＳＴの0.1ｍＶ以上の低下　（　有　・　無　）  シ その他の心電図所見  ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見（発作年月日記載） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ４　活動能力の程度（　　　　年　　月　　日）※診断日の状態を記入  　　ア　家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動  　　　については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの  　　　又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの  　　イ　家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動  　　　には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発  　　　作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの  　　ウ　家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には  　　　支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの  　　エ　家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動で  　　　は心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、  　　　救急医療を繰り返し必要としているもの  　　オ　安静時若しくは自己身辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状  　　　が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの  ※活動能力の程度と等級の関係は次のとおり作られている。  ア：非該当　　イ・ウ：４級相当　　エ：３級相当　　オ：１級相当  　５　ペースメーカ （ 有 ・ 無 ）（　　年　　月　　日施行）  体内植込み型除細動機 （ 有 ・ 無 ）（　　年　　月　　日施行）  　 ペースメーカ等の適応度（　クラスⅠ　・　クラスⅡ　・　クラスⅢ　）  身体活動能力（運動強度）　　　　　　　　　　　　　（　　　メッツ）  ６　人工弁移植・弁置換 （有（　　弁）・ 無 ）（　　年　　月　　日施行）  心臓移植 （ 有 ・ 無 ）（　　年　　月　　日施行） |  |
|
|
|
|
|
|
|
|